

環境影響評価制度の体系

環境影響評価法	環境影響評価条例
法律 環境影響評価法	条例 環境影響評価条例
政令 環境影響評価法施行令 ※ 対象事業等について規定	規則 環境影響評価条例施行規則 ※ 対象事業，手続きの方法等について規定
省令 環境影響評価法施行規則 ※ 手続きの方法等について規定	
告示 基本的事項 <sup>注1)</sup> ※ 主務省令の策定に関し，全対象事業に共通して定めるべき環境影響評価を行うための技術的事項等について規定	
省令 技術指針等を定める主務省令 <sup>注2)</sup> ・ 鉄道（国土交通省令） ・ 発電所（経済産業省令） ・ 廃棄物処分場（環境省令） ・ … ※ 環境影響評価を行うための技術的事項等について規定	告示 宮城県環境影響評価技術指針  (全対象事業に共通)  ※ 環境影響評価を行うための技術的事項について規定
注1) 最終改正 H24.4.2環境省告示第63号 ・ 計画段階配慮書手続の創設及び風力発電所の事業が法対象事業に追加されたことに伴う見直し ・ 詳細は，資料2参照。	① 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査，予測及び評価を合理的に行うための手法の選定 ② その他の環境影響評価を行うために必要な技術的な事項
注2) 基本的事項の改正を受け，平成24年11月以降，順次主務省令の改正が行われている。	→ に関する指針 ※ 本県では，技術指針の内容をより具体的に示し，環境影響評価の技術的精度の確保を図るため，各分野ごとに環境影響評価マニュアルを策定している。

○ 技術指針の体系 (太字部分：今回改正を予定している箇所)

第1条 趣旨

第2条 項目及び手法の選定に関する指針

第3条 **事業特性**及び**地域特性の把握**

第4条 環境影響評価の項目の選定 (**別表第一**)

第5条 調査，予測及び評価の手法

第6条 参考手法 (**別表第二**)

第7条 調査の手法

第8条 予測の手法

第9条 評価の手法

第10条 手法選定に当たっての留意事項

環境影響評価項目並びに当該事項に係る調査，予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針

第11条 環境保全措置に関する指針

第12条 環境保全措置の検討

第13条 検討結果の検証

第14条 検討結果の整理

第15条 事後調査

その他の環境影響評価を行うために必要な技術的な事項としての環境の保全のための措置に関する指針